

霧島市条例第18号
平成29年3月31日

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例（平成17年霧島市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。